

被懲戒弁護士の業務停止期間中における業務規制等について弁護士会及び日本弁護士連合会のとるべき措置に関する基準

(平成四年一月十七日理事会議決)

改正 平成 九年 四月一八日

同 一三年一月二〇日

(目的)

第一 本基準は、弁護士会及び日本弁護士連合会(以下あわせて「弁護士会等」という。)から弁護士法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号に定める懲戒の処分(以下「処分」という。)を受けた弁護士(以下「被懲戒弁護士」という。)の業務の停止期間中における業務規制等について、弁護士会等のとるべき措置を定め、もつて、国民の弁護士及び弁護士会等に対する信頼並びに懲戒制度の実効性を確保すると共に処分の適正・公平な運用を図ることを目的とする。

(業務規制等の範囲・説示)

第二 弁護士会等は、処分の告知にあたり、被懲戒弁護士に対し以下の各号に定める事項及び弁護士会が別に定め

- 1 -

る規制措置について説明し、その遵守を説示しなければならない。

(事件等の取扱)

一 被懲戒弁護士は、受任している法律事件(裁判所、検察庁及び行政庁に係属前のものを含む。)について、直ちに、依頼者との委任契約を解除しなければならない。この場合、被懲戒弁護士は、委任契約を解除した法律事件について、解除後直ちにその係属する裁判所、検察庁及び行政庁(以下「裁判所等」という。)に対し辞任の手続をしなければならない。但し、業務の停止期間が一月以内であつて依頼者が委任契約の継続を求める場合は、この限りでない。この場合、被懲戒弁護士は、委任契約の継続確認後直ちに、その係属する裁判所等に対し業務の停止処分を受けたこと及びその期間を通知しなければならない。

(顧問契約の取扱)

二 被懲戒弁護士は、直ちに、依頼者との顧問契約を解除しなければならない。

(期日変更申請等)

三 被懲戒弁護士は、期日の延期・変更申請をすることができない。

- 2 -

被懲戒弁護士は、受任している法律事件に関し裁判所等から書類の送達及び送付があつた場合、これを受領してはならない。誤つて受領した場合は、返還する等直ちに適切な措置をとらなければならない。

(保釈保証金の還付等)

四 被懲戒弁護士は、保釈保証金の還付、保全保証金及び供託金の還付・取戻並びに和解金等の弁済の受領をしてはならない。但し、民法第六五四条に該当する場合は、この限りではない。

(依頼者等への引継ぎ)

五 被懲戒弁護士は、第一号及び第二号の場合、依頼者及び当該事件を新たに取り扱う弁護士に対し誠実に法律事務の引継をしなければならない。

(復代理人の選任等)

六 被懲戒弁護士は、新たに復代理人を選任し又は他の弁護士を雇傭する等してはならない。

(復代理人等の監督)

七 被懲戒弁護士は、処分を受ける前に選任した復代理人又は雇傭する等した弁護士(以下「補助弁護士」という。)に対し指示、監督をしてはならない。

(事務所の管理行為等)

八 被懲戒弁護士は、法律事務所として使用していた事務所(以下「事務所」という。)の管理行為、賃貸借契約の継続並びに補助弁護士及び従業者との雇傭契約等の継続をすることができる。

(事務所の使用等)

九 被懲戒弁護士は、事務所を使用してはならない。但し、受任している法律事件の引継その他本基準によつて業務の停止期間中も認められている事務等のため必要があるときは、弁護士会等の承認を得てその使用をすることができる。

補助弁護士は、被懲戒弁護士の事務所を自己の法律事務所として使用することができる。

被懲戒弁護士の事務所が自宅を兼ねている場合は、私生活その他弁護士業務以外の目的でのみ使用することができる。

従業者は、事務所の管理、清掃、郵便物の整理その他弁護士業務以外の目的のため事務所を使用することができる。

(法律事務所の表示の除去)

十 被懲戒弁護士は、直ちに、弁護士及び法律事務所であることを表示する表札、看板等の一切の表示を除去(表

示としての機能を失わせる措置一般をいう。)しなければならぬ。但し、被懲戒弁護士が業務の停止処分中であること及びその期間を、弁護士会等の指示する方法で表示することにより、除去にかえることができる。

(弁護士 の 肩書等のある名刺等の使用)

十一 被懲戒弁護士は、弁護士の肩書、法律事務所名を表示した名刺、事務用箋及び封筒を自ら使用し又は他に使用させてはならない。

(弁護士 記章及び身分証明書の返還)

十二 被懲戒弁護士は、弁護士記章規則(日本弁護士連合会規則第三十五号)第五条第二項及び弁護士等の身分証明書 の 発行に関する規則(日本弁護士連合会規則第六十号)第十三条第一項第二号により、直ちに、弁護士記章及び身分証明書を日本弁護士連合会に返還しなければならない。

(会務活動)

十三 被懲戒弁護士は、弁護士会等及び法第四十四条の弁護士会連合会の会務に関する活動を行うことができな

い。

(公職等の辞任)

十四 被懲戒弁護士は、弁護士会等の推薦により官公署等

の委員等に就任している場合は、直ちに当該官公署等に対し辞任の手続をとらなければならない。

弁護士であることに基づき委嘱された人権擁護委員、選挙管理委員、労働委員会委員、調停委員、鑑定委員、破産・更生管財人等についても前段と同様とする。

(弁理士、税理士の業務)

十五 被懲戒弁護士は、弁護士の資格を有することに基づき弁理士、税理士の登録をしている場合であっても、弁理士及び税理士の業務を行うことができない。

(指導、監督)

第三 弁護士会等は、被懲戒弁護士が本基準及び弁護士会等の定める規制措置を遵守するよう指導、監督しなければならない。

(弁護士会の定める規制)

第四 弁護士会は、必要がある場合は、被懲戒弁護士に対する業務の停止期間中における業務の規制及び弁護士会のとるべき措置について、本基準に準じ別に定めることができる。

(施行期日・経過規定)

第五 この基準は、平成四年四月一日から施行する。

本基準の施行前に処分が告知された被懲戒弁護士につ

いては、昭和五十三年四月十九日日弁連総第六十号通知によるものとする。

附 則

第二、十二の改正規定は、平成九年四月十八日から施行する。

附 則（平成一三年一月二〇日規則第七十九号

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う

規則等整備に関する規則 第一改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（注：本基準は、理事会において横書きで承認されたものであるが、掲載の都合上縦書きに直すとともに、算用数字を漢数字に直した。）